

事業計画（福島県相馬市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	9 地区海岸
被災した地区海岸数	9 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	9 地区海岸

② 堤防高

10月8日に堤防高を公表※。

新地海岸・相馬海岸① : T.P. 7.2m（対象：高潮）

相馬海岸② : T.P. 7.2m（対象：高潮）

鹿島海岸 : T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

・全ての被災した地区海岸において、12月月までに復旧する施設の概要計画策定※を目指す。

・6地区海岸において、本復旧の工事着工※²を目指す。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(相馬市)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
古磯部	137	護岸、消波堤	崖	7.20	－	H23.10	H23.11	H23.12	H26.3	・本工事
蒲庭	282	護岸、消波堤	崖	7.20	－	H23.10	H23.11	H23.12	H26.3	・本工事
北海老	1,242	堤防、離岸堤、消波工、防潮樋門	6.20	7.20	完了	H23.10	H23.11	H23.12	H26.3	・応急復旧 ・用地買収 ・本工事
松川浦漁港 尾浜	635	護岸、消波堤	5.34	7.20	－	H23.11	H24.1	H24.2	H27.12	・用地調査
松川浦漁港 松川大洲	1,633	堤防、護岸、消波堤	5.46	7.20	完了	H23.12	H24.2	H24.3	H27.12	・応急復旧 ・用地調査
大浜	5,211	堤防、護岸、消波堤、離岸堤	6.20	7.20	完了	H23.10	調整中	調整中	調整中	・応急復旧 ・用地買収
古磯部	497	堤防、消波堤	6.20	7.20	完了	H23.10	調整中	調整中	調整中	・応急復旧 ・用地買収
蒲庭	187	堤防、消波堤	6.20	7.20	－	H23.10	調整中	調整中	調整中	・用地買収
相馬港 原金	1,206	離岸堤、護岸、堤防、消波堤、突堤	5.34	調整中 (7.2)	－	H23.11	H24.2	H24.3	H27.12	・用地調査

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

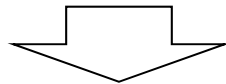
※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

福島県沿岸の地域海岸分割図

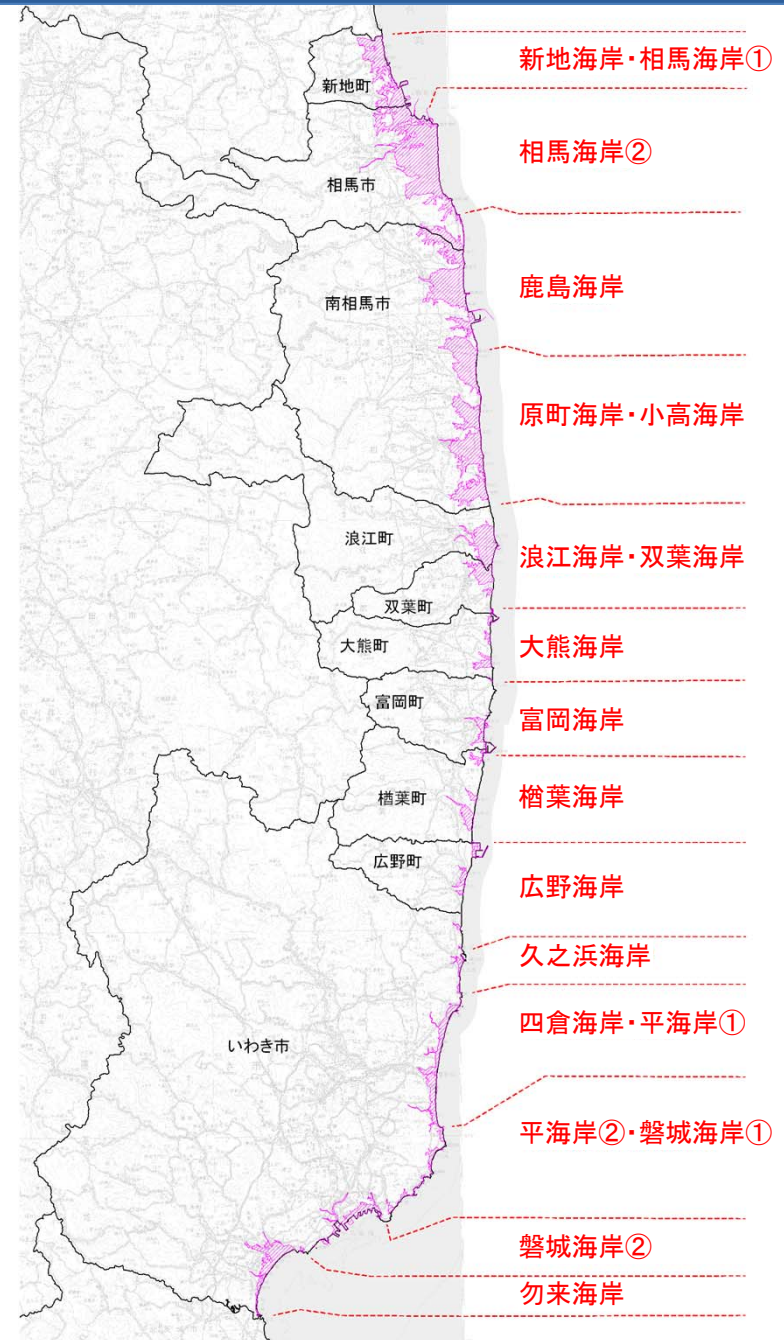
《福島県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 岩崖・岬、湾の形状、海岸線の向き等の自然条件から設定
- 2) 東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲から、連続した浸水範囲を同一の地域海岸として設定



福島県沿岸を14の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県管理河川】

- ① 2級水系日下石川水系など※¹、3水系4河川12箇所※²での災害復旧事業を予定。
- ② 平成23年内に、全12箇所の災害査定を完了予定。
平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整う11箇所の本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに、そのうち10箇所で完了予定。
残る1箇所についても、設計、地元調整等の施工準備が終了次第、本復旧に着手。海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。
- ③ 成果目標 平成23年度
○ 県管理区間（災害復旧事業）
全12箇所について、平成23年内に災害査定完了予定
設計、地元調整等が整う11箇所について、平成23年度内に本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに、そのうち10箇所で完了予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 相馬市

図面:福島県提供

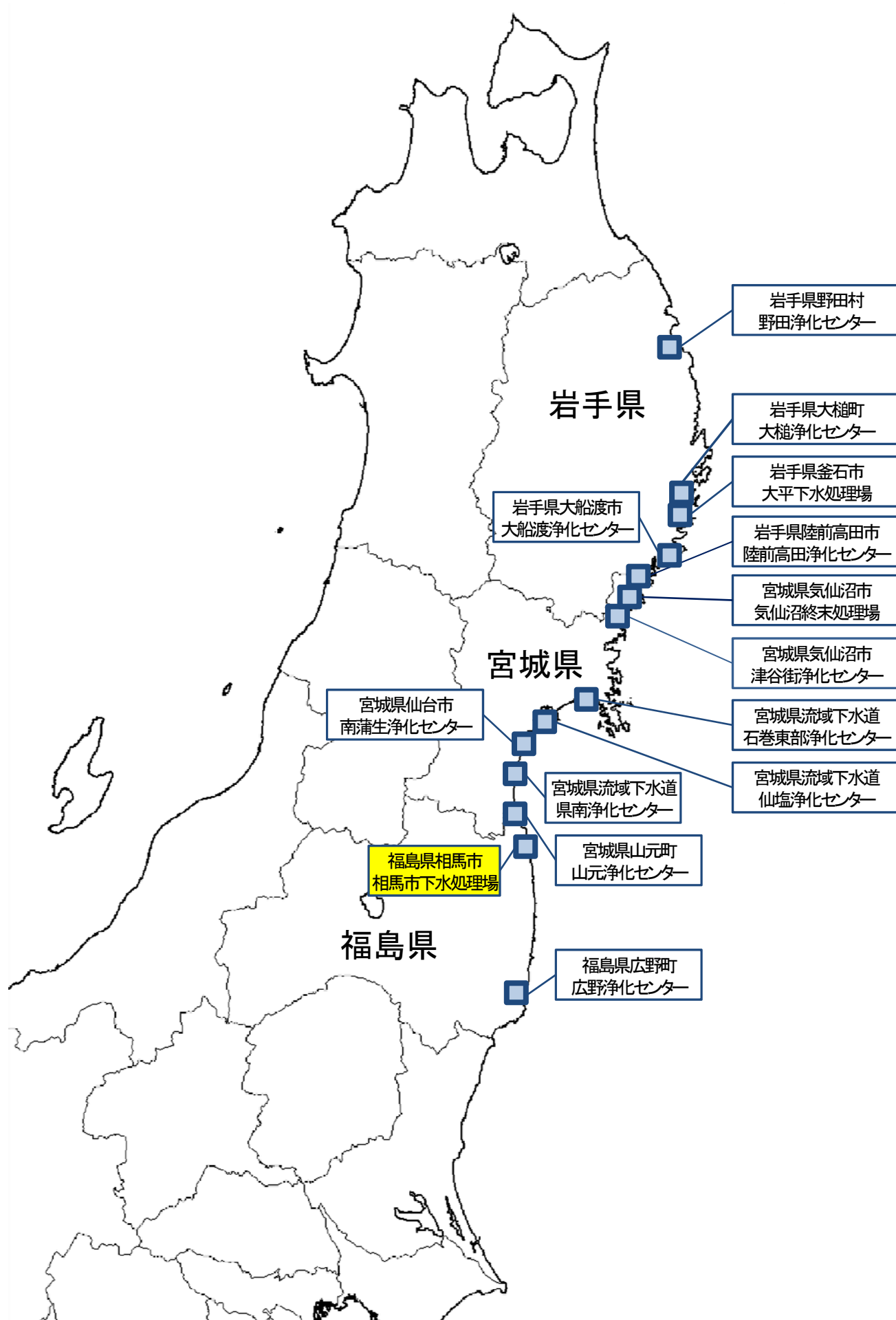


凡 例	
—	1 級河川 (直轄区画)
—	1 級河川
—	2 級河川
	統 制 局
	監 視 局
●	雨量局 (福島県)
○	雨量局 (建設省)
▲	水位局 (福島県)
△	水位局 (建設省)
★	中継局

3. 下水道

- ① 箇所名：相馬市下水処理場（※位置図を参照）
- ② 相馬市下水処理場については、簡易処理（沈殿＋消毒）を実施中。
- ③ 11月から平成24年3月にかけて簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。
- ④ 成果目標 平成23年度
平成23年11月までに、通常処理を開始

(参考)下水処理場 位置図



4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により 1,270ha の農地及び排水機場等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○応急復旧状況

古磯部第二排水機場、八沢排水機場等の基幹的排水施設について実施済み。

○本格的な復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね 5 年以内の完了を目指す。

③ 農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

なお、地盤沈下等により湛水が発生した松川浦周辺の農地については、排水機場の応急復旧により湛水は解消されており、今後、他の農地と同様、地域の意向を踏まえて農地の復旧を進めていく。

④ その他

大区画化等の区画整理を導入する地区においては、別途、地域の合意形成を進めながら実施していくことが必要となる。

5. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 昼小屋、大洲、十二本松
- ② 海岸防災林の防潮工 5,110m、林帯 88ha が被災。
- ③ 今年度中に、相馬市復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定。
今年度中に、防潮工及び林帯地盤の復旧に着手し、概ね５年での完了を目指す。
- ④ 樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね１０年での完了を目指す。
(保全対象：市道松川浦公園線、集落（岩ノ子）、農地等)

- ① 箇所名：大洲（国有林）
- ② 海岸防災林の林帯 50ha が被災。
- ③ 被災した林帯及び防潮工については、市復興計画及び他事業との調整等踏まえ、必要な構造設計等の後、着工予定。
- ④ 防潮工の復旧及び盛土等海岸防災林の林帯地盤の復旧は概ね５年で完了させ、苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を概ね１０年で完了を目指す。
(保全対象：市道大洲松川浦線、農地、梅川集落等)
(なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。)

6. 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

＜相馬市立学校＞

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助金に申請済み、または申請予定の6校について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる4校については、平成23年度内の事業着手及び復旧完了を目標とする。
- 甚大な被害を受けた大野小学校校舎については、本格復旧までの間、応急仮設校舎の設置を計画的に進めつつ、本格復旧に向けて平成23年度からの事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。また同じく甚大な被害を受けた桜丘小学校体育館については、本格復旧までの間、近隣にある市営体育施設を利用しつつ、本格復旧に向けて平成23年度からの事業着手、平成25年度内の復旧完了を目標とする。

＜県立学校＞

相馬市に所在する県立学校で、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請し、または申請予定の3校について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる相馬高校は、平成23年11月に復旧工事が完了する予定である。
- 相馬東高校については、地盤沈下等により甚大な被害を受けたが、比較的小規模な被害箇所については平成23年度内の復旧完了を目指す。被害が甚大な箇所については、平成23年度内に工事に着手し、平成24年度内の完了を目指す。
- 相馬養護学校については、作業室棟が甚大な被害を受けているが、その他比較的小規模な被害箇所については平成23年7月までに復旧完了した。
作業室棟については、平成24年度内の復旧完了を目標に調整を進める。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している幼稚園1園については、比較的軽微な被害のため、復旧は完了している。

② 公立社会教育施設

＜相馬市立社会教育施設＞

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請済み、または申請予定の6施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる５施設については、平成２３年度内の事業着手及び復旧完了を目標とする。
- 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる磯部公民館については、平成２４年３月までに相馬市の策定計画に盛り込むと同時に復旧場所を確定させ、平成２５年３月までの復旧完了を目標とする。

7. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量(217千トン)の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年8月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成24年3月までを目途に完了させる。なお、11月8日現在、全ての災害廃棄物の88%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成24年3月までを目途に完了させる。
なお、損壊した公物の一部は支援物資等の倉庫として使用しているが、支援物資等の搬出が終わり次第解体する。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(福島県相馬市)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● 計画堤防高さの公表 (10/8福島県公表)										
	応急対策 施工準備 (堤防設計等) 本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)												
2. 河川対策													
(県管理河川)	施工準備 (堤防設計等) 本復旧 (河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。)												
	←→ 出水期			←→ 出水期			←→ 出水期			←→ 出水期			
3. 下水道対策													
相馬市下水処理場	簡易処理 通常処理												
	通常処理の開始												
4. 農地・農業用施設													
基幹的農業用施設 (古磯部第二排水機場等)	がれきの撤去、応急復旧 本復旧 (市策定の復興計画等や、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)												
農地	がれきの撤去 土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等を進め、順次営農再開(地域の意向により、区画整理を実施)												
(注) 大区画化の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。 本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したものであり、復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら進めていく必要がある。													

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 海岸防災林														
(屋小屋他)	今年中に再生方針を決定 防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 (概ね5年で完了) → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 (全体の復旧を概ね10年で完了)													
(国有林)	施工準備 防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 (概ね5年で完了) → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 (全体の復旧を概ね10年で完了)													

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
6. 学校施設等														
幼稚園・小 中高等 学校等	<市立学校>													
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												
	甚大な被害を受けた学校の復旧	大野小学校 応急仮設校舎の設置					校舎の本格復旧							
		桜丘小学校 体育館の本格復旧												
	<県立学校>													
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の復旧												
	甚大な被害を受けた学校の復旧	応急仮設校舎の建設	校舎等の本格復旧											
	<私立学校>													
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
公立社会教育施設	<市立社会教育施設>													
	比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧												
	甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	施設の本格復旧												
7. 災害廃棄物の処理														
		(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)												
		(その他の災害廃棄物)												
		(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)				